



幼稚園・保育所の教職員に対する医薬品情報提供の現状と問題点 ～教職員が必要としている医薬品情報の探索～

広島国際大学薬学部 講師

田山 剛崇

私は「幼稚園・保育所の教職員に対する医薬品情報提供の現状と問題点～教職員が必要としている医薬品情報の探索～」というタイトルで発表させていただきます。

薬物療法におきまして、患者自身が医薬品をしっかりと自ら理解して使用することはとても重要であります。同様に、小児薬物療法におきましても、患児（子供）自身で薬を管理し、服用することが重要となってきますけれども、残念ながら、子供自身で医薬品を管理することは困難であります。そこで、家庭内では、保護者が小児の代わりに医薬品を管理し、医療機関の指示に基づいて子供にお薬を与え、コンプライアンスを上げています。一方、家庭外の施設、例えば幼稚園とか保育所といった施設におきましては、これらの施設の教職員が子供の医薬品の管理に関わってきます。従いまして、家庭外の施設である幼稚園や保育所の教職員も保護者と同様に、小児が服用している医薬品について知識を得る必要があると考えられます。

【ポスター1】

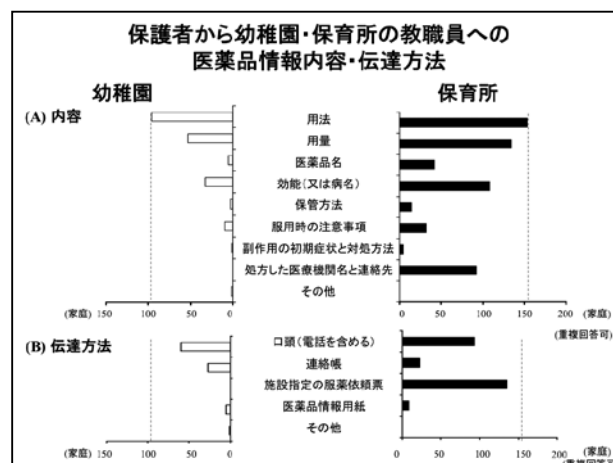
こちらは保護者から幼稚園・保育所の教職員へどのような医薬品の情報内容が伝わったか、その伝達方法はどのような方法だったかを検討したものです。

幼稚園、保育所の教職員とも、保護者から主に用法、用量といった情報を得る頻度が高く見受けられました。一方で、副作用が起こった時の対処方法とか、医薬品名、そういった情報を得る頻度は低い事が明らかになりました。これらの結果より、幼稚園・保育所の先生は単に子供にお薬を飲ませるのに必要な用法、用量といった情報しか得ていないということが1点明らかになりました。

もう1点、薬剤師は保護者に対して、これらの全ての情報を服薬指導で提供しています。にもかかわらず、幼稚園の先生、保育所の先生に伝わる情報は用法、用量なので、せっかく服薬指導しても、保護者が自らの判断で情報を選択して、教職員へ伝達をするということが明らかになりました。

適切な服用を行うためには、適切な医薬品情報に加えて確実な伝達方法が必要になると思うのですが、保護者から教職員へ伝達された情報手段としましては、口頭とか連絡帳、保育所に限っては施設専用の

ポスター1



服薬依頼票といったものが使われていました。しかし、医薬品提供情報用紙、これは安全に服薬するために必要な情報が含まれているものなのですけれども、そういったものを使うケースは僅かでした。

【ポスター 2】

このような背景を踏まえて、医療従事者は教職員に対して有用な情報を確実な方法で提供していく必要があると考えます。今回、薬剤師が必要と考えている医薬品情報と、幼稚園・保育所の教職員が求めている医薬品情報の内容の相違について検討を行いました。

【ポスター 3】

対象は薬剤師と幼稚園・保育所の先生。

調査方法はアンケート方式にて、15項目の医薬品情報に関して、その重要度を5段階で評価していただきました。

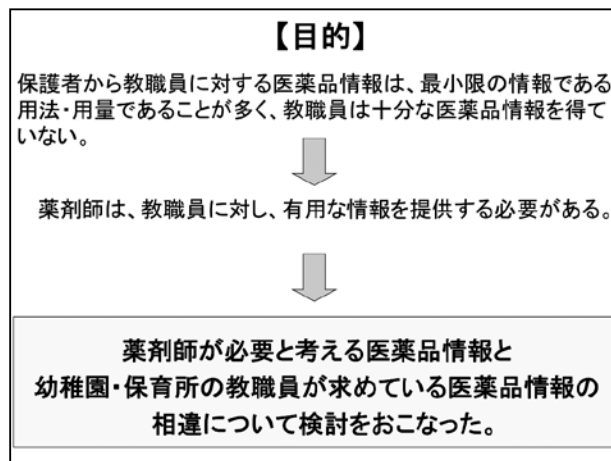
回収率はポスターに示しております。

【ポスター 4, 5, 6】

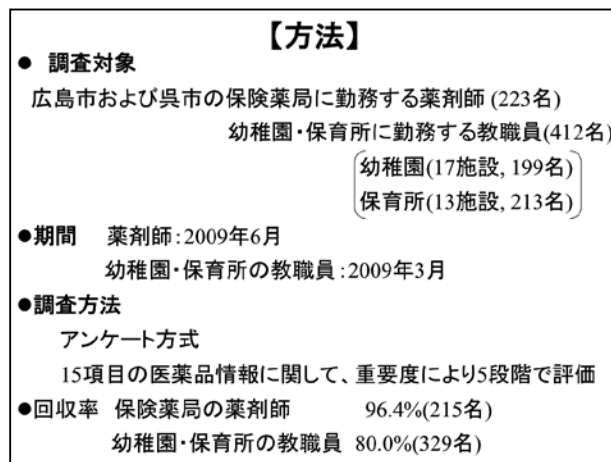
結果をポスター 4, 5, 6の3枚に載せています。

検討を行った15項目のうち、幼稚

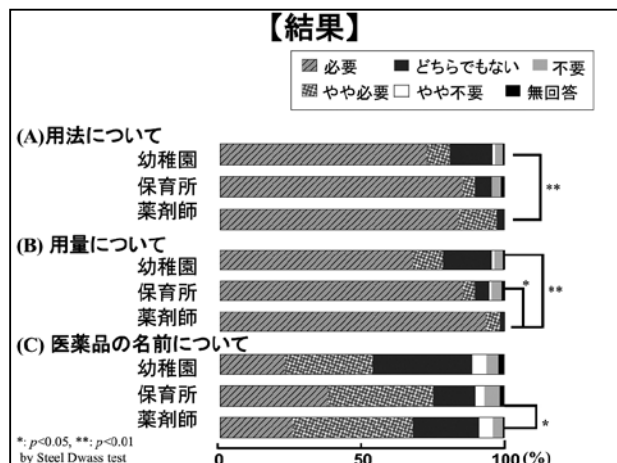
ポスター 2



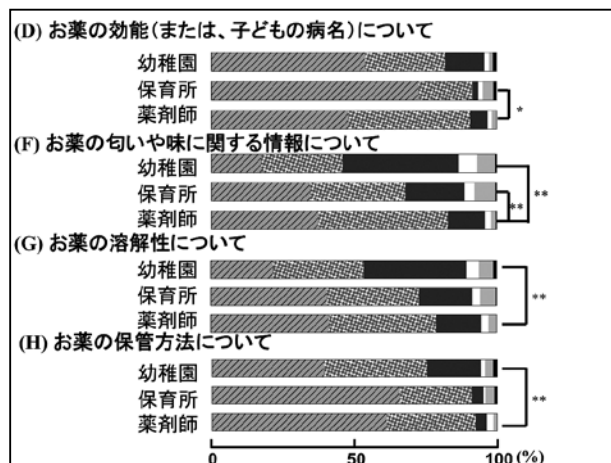
ポスター 3



ポスター 4



ポスター 5



園、保育所、薬剤師の各職種間で、回答の比率に主に差が認められた項目を載せております。

【ポスター 7】

これをまとめたものがこちらのテーブルになります。

左側に薬剤師が必要と回答した医薬品情報を上から並べています。真ん中のカラムには教職員が薬剤師よりも必要性が高いと回答した情報を示しております。そして右側のカラムは薬剤師よりも教職員が必要性が低いと判断した情報を示しております。

薬剤師が必要と考えた「用量」、「用法」、「服用時の注意」という項目は、教職員は薬剤師よりも必要性が低いと考えました。この理由としましては、通常幼稚園・保育所はお昼1回の服用なために、こういった情報が低いのかなと考えております。

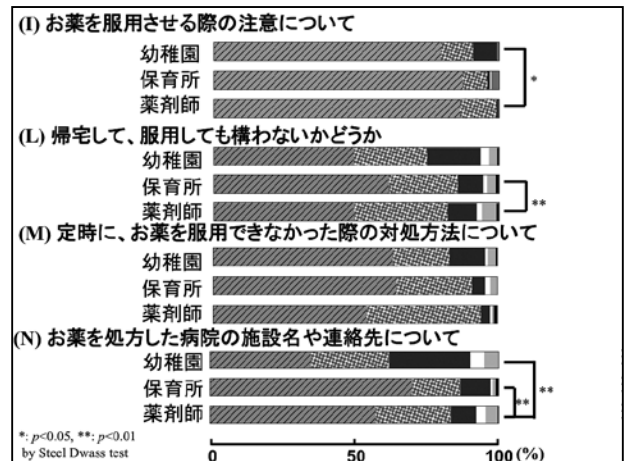
一方で、薬剤師で必要性が50%未満である「帰宅後でも服用可能か」、「効能」そして「医薬品名」という情報に関しましては、保育所の先生は薬剤師よりも必要と考えていることが明らかとなりました。

【ポスター 8】

ここまで内容について話をしたのですけれども、内容を確実に伝えるためには、確実な伝達手段が必要となります。こちらでは、「保護者を介して幼稚園・保育所の先生に医薬品を伝達するのにふさわしい手段」

について薬剤師に対して聞いてみました。すると、「教職員向けの専用の医薬品情報提供用紙」とか、「連絡帳に貼れるシール」、「専用のシール」といったものが支持されました。

ポスター 6

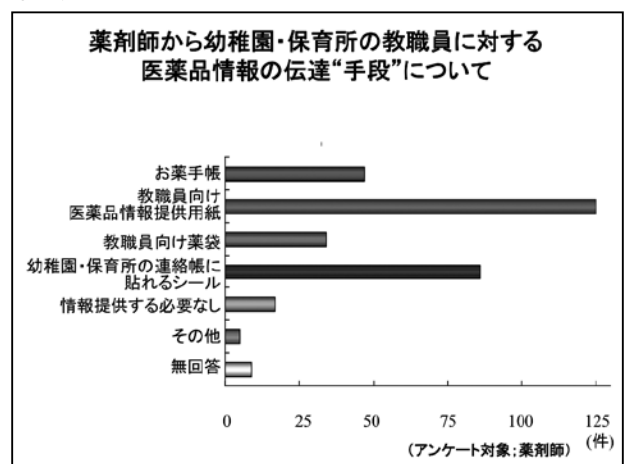


ポスター 7

薬剤師	薬剤師より必要性が高い	薬剤師より必要性が低い
(1) “必要”の割合が80%以上		
用量		(幼稚園・保育所)
服用時の注意事項		(幼稚園)
用法		(幼稚園)
(2) “必要”の割合が50%以上80%未満		
医薬品識別方法		
保管方法		(幼稚園)
薬局の連絡先		(幼稚園・保育所)
病院の連絡先	(保育所)	(幼稚園)
副作用の初期症状と対処方法		
定時に服用できなかった場合飲み合わせ		
(3) “必要”の割合が50%未満		
帰宅後でも服用可能か	(保育所)	
効能(又は病名)	(保育所)	
医薬品の水への溶解性		(幼稚園)
味や匂いに関すること		(幼稚園・保育所)
医薬品名	(保育所)	

(P < 0.05, Steel-Dwass test)

ポスター 8



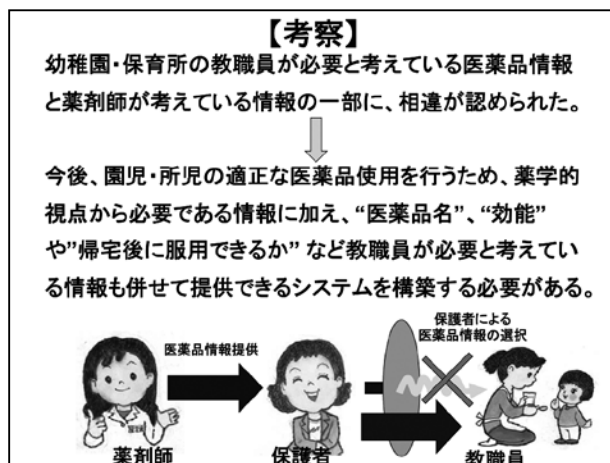
【ポスター 9】

以上をまとめます。

幼稚園・保育所の教職員が必要と考えている医薬品情報と薬剤師が考えている医薬品情報に相違が認められました。

今後、園児・所児の適正な医薬品使用を行うため、薬学的な視点から、こういった情報に加え、「帰宅後でも服用可能」とか、「効能」とか、「医薬品名」、そういった教員が必要としている情報も提供するようなシステムを構築していく必要があるのではないかと考えております。

ポスター 9



質疑応答

会場： 最後の方で「薬剤師からの教職員に対する情報の伝達手段」というものがあるのですが、それは、教職員の方がこういうような情報伝達手段で本当に満足しているかどうかといった評価はされていますでしょうか？

情報は出すのは簡単なのですけれども、受け取る側としてはどんどん情報がきてアップアップになってしまうということが多々あるのです。患者さんに関しても。そういった意味で、特に情報提供用紙などは、出す方からするとどんどん情報提供をしたがるので、情報はたくさん入っているのですが、それによって本当に必要な情報は見えにくくなるということがありますので、そういった観点から、教職員の方が、情報提供用紙だとか、貼れるシール、そういったもので満足しているかどうかの解析は行っておられますでしょうか。

田山： 方法に関しては、受け手の必要性というものは今回検討していないのですけれども、とりあえずは情報を出さないといけないという考えで、どれが早く出せるかという観点から、薬剤師に対して質問をさせていただいた次第です。

会場： 分かりました。

座長： 保育所とか、幼稚園とか、私は特にあまり意識していなかったのですが、そういうところで、実際の薬の扱いに関してかなり認識が高く、非常に困っておられるということですね。

田山： はい、困っています。どちらかと言うと幼稚園・保育所の先生方は、飲ませるということは責任を負うということなので、できればお家に帰って飲めるのだったら飲んで欲しい。色々質問させていただいた中で、そういった回答が多くありました。

座長： 今日は出なかったのですが、保護者（親御さん）との連携はどのようになっているのでしょうか。

田山： 先生のおっしゃる通りで、真ん中に保護者がいるので、保護者を介した検討を行わないといけないのですが、こちらの方はまだ十分にできていません。今後つなげていきたいと考えております。